

熊本市公報

第1473号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎月末日

目次

条例

○熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（第26号）	1074
○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（第27号）	1076
○熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（第28号）	1077
○熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（第29号）	1078
○熊本市税条例の一部を改正する条例（第30号）	1080
○熊本市火災予防条例の一部を改正する条例（第31号）	1088
○熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（第32号）	1091
○熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第33号）	1092
○熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例（第34号）	1093
○熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第35号）	1094
○熊本市都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（第36号）	1095

規則

○市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則（第51号）	1096
○熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則（第52号）	1101
○熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則（第53号）	1103

訓令

○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第11号）	1105
--------------------------------	------

消防局

○熊本市火災予防条例第42条の3の規定に基づく告示（東消防署告示第1号）	1106
--------------------------------------	------

その他

○令和4年4月30日付け熊本市公報（第1458号）掲載の令和4年条例第8号（市立高等学校・市立総合ビジネス専門学校改革に伴う関係条例の整備に関する条例）の原稿誤り	1107
---	------

条 例

条例第26号

令和5年7月6日

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「一の年度」を「年度」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）第2条に規定する職員（臨時的に任用される者その他の法律により任期を定めて任用される者（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。）その他人事委員会規則で定める者については、第1項中「一の年（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、年度。以下この項において同じ。）」とあるのは「9月1日を初日とする1年（以下「特定期間」という。）（第3号の規定により与えられるものにあつては一の年、定年前再任用短時間勤務職員にあつては一の年度）」と、「一の年において」とあるのは「当該期間において」とし、同項第2号中「当該年」とあるのは「当該期間」とし、第2項中「5日」とあるのは「12日」とし、第3項中「当該年の翌年」とあるのは「当該特定期間の次の特定期間（第1項第3号の規定により与えられた年次有給休暇にあつては、当該年の翌年）」とする。

第15条第3項中「（昭和29年条例第18号）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に与える年次有給休暇から適用し、同日前に与えた年次有給休暇については、なお従前の例による。

3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であって新条例第11条第4項に規定するものは、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

条例第27号

令和5年7月6日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

91	熊本市認知症疾患医療センター運営事業受託事業者選定委員会	熊本市認知症疾患医療センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。
----	------------------------------	--

別表5の表に次のように加える。

17	熊本市性に関する指導の推進委員会	熊本市性に関する指導案集を作成するため、必要な事項を審議する。
----	------------------	---------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第28号

令和5年7月6日

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「から別表第3まで」を「及び別表第2」に改める。

別表第1の6の項中「若しくはクレーン」を「又はクレーン」に改め、「、又は同局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが投入槽、消化槽若しくは市が管理する浄化槽の内部点検清掃作業に直接従事したとき」を削る。

別表第3を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条中「から別表第3まで」を「又は別表第2」に改める。

条例第29号

令和5年7月6日

熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表投票管理者（期日前投票所の投票管理者を除く。）及び開票管理者の項を削り、同表選挙長の項中「1回につき」を「日額」に改め、同表投票立会人（期日前投票所の投票立会人を除く。）、開票立会人及び選挙立会人の項を次のように改める。

投票所の投票管理者	日額 13,000円以内
-----------	--------------

別表期日前投票所の投票管理者の項中「1回につき 12,000円」を「日額 12,000円以内」に改め、同項の次に次のように加える。

開票管理者	1回につき 13,000円
投票所の投票立会人	日額 12,000円以内

別表期日前投票所の投票立会人の項中「1回につき 10,000円」を「日額 10,000円以内」に改め、同項の次に次のように加える。

開票立会人	1回につき 12,000円
選挙立会人	日額 12,000円

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の規定による改正後の別表選挙長の項から選挙立会人の項までの規定は、

この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙の事務に従事した場合における報酬について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙の事務に従事した場合における報酬については、なお従前の例による。

条例第30号

令和5年7月6日

熊本市税条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和25年告示第89号）の一部を次のように改正する。

第27条の6の2第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第28条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第29条の2の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「の徴収について」を削り、「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第31条中「当該」を「、当該」に、「市民税及び県民税」を「市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額」に、「によって」を「により」に改める。

第32条の3第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には、」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「当該給与所得者から」を「当該給与所得者から」に、「特別徴収」を「、当該特別徴収」に、「当該特別徴収」を「特別徴収」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「以下」を「以下」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に、「当該年度」を「当該年度」に、「その事由がその年の」を「当該納税義務者が」に、「発生した場合には、当該納税義務者」を「給与の支払を受けないこととなった場合には、その者」に、「の当該」を「で当該」に、「なされない」を「されない」に改める。

第32条の5中「その」を「、その」に改め、「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第32条の6第1項中「によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって」を「により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により」に、「その特別徴収の方法によって」を「特別徴収の方法により」に、「においては、それぞれ」を「にはそれぞれ」に、「においては直ちに普通徴収の方法によって」を「には直ちに、普通徴収の方法により」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に改め、「特別徴収義務者から」の次に「市に」を加え、「法第17条の2の規定によって」を「、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第32条の6の2の見出し中「に係る所得」を削り、同条第1項中「によって徴収

することが」を「により徴収することが」に、「においては、当該」を「には、当該」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第32条の6の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第32条の6の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第32条の7第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第5項中「、当該税額に」を削り、「応じ、」の次に「当該税額に」を加え、「延滞金額」を「延滞金」に改め、「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第32条の9第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第64条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第80条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、同条第3項中「者は」を「ものは」に改め、同条第5項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

第83条第1項中「第34条の2の5様式」を「第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式」に改める。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改め、「（前年の第25条の2第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項中「、肉用牛」を「肉用牛」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第17項中「附則第64条」を「附則第15条の9の3第1項」に、「0」を「3分の1」に改める。

附則第10条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、
3月以内に提出することができなかつた理由

附則第10条の5第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第15条の3を削る。

附則第15条の3の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、
同条を附則第15条の3とする。

附則第15条の7第3項を削る。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第21条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」
を削る。

附則に次の1条を加える。

(地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除)

第25条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
(平成19年法律第40号)第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、
同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日
から令和7年3月31日までに、同法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引
事業計画(令和5年4月1日以後に同法第13条第4項又は第7項の規定による承
認を受けたものに限る。)に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展
の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務
省令第94号)第2条に規定する対象施設(同法第25条に規定する承認地域経済
牽引事業のうち、同令第1条各号のいずれにも該当するものための施設に限
る。)を設置した同法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者には、当
該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限

るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(当該同意の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対する固定資産税(新たにこれを課すべき年度から3年度分に限る。)を課さない。

- 2 前項の規定によって固定資産税の課税免除の適用を受けようとする者は、その適用を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第27条の6の2、第29条の2、第31条、第32条の3、第32条の6、第32条の6の2及び第32条の6の6の改正規定並びに附則第15条の3の2の改正規定(同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。)及び附則第16条の2の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項(この条例による改正後の熊本市税条例(以下「新条例」という。)附則第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日

- (2) 第28条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の熊本市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第28条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき熊本市税条例第28条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例（附則第25条を除く。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）

（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第64条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第15条の3及び第15条の7第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第15条の3第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、新条例（附則第25条を除く。）の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第21条の規定の適用については、同条中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

条例第31号

令和5年7月6日

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例

熊本市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等との接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同

項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定 令和5年10月1日

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の熊本市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

条例第32号

令和5年7月6日

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「の備考欄」を削り、「含む。」の次に「第6条第2項において同じ。」を加える。

第6条第6号中「の備考欄」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる事項を登録する印鑑登録原票は、磁気ディスクをもって調製するものとする。

第8条の見出し中「再交付」を「引換交付」に改め、同条第1項中「印鑑登録証再交付申請書」を「印鑑登録証引換交付申請書」に、「再交付」を「引換交付」に改める。

第11条第1項第4号中「の備考欄」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

附 則

この条例は、令和5年8月14日から施行する。

条例第33号

令和5年7月6日

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「第8条」を「第9条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第34号

令和5年7月6日

熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成30年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」に改め、同条第2項の表中「附則第7項」を「附則第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第35号

令和5年7月6日

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号ア中「13,647ヘクタール」を「13,829ヘクタール」に改め、同号イ中「689,400人」を「670,900人」に改め、同号ウ中「362,600立方メートル」を「349,700立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 3 6 号

令和 5 年 7 月 6 日

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例（平成 2 2 年条例第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「は、熊本市北区植木町岩野 2 3 8 番地 1 北区役所内に置く」を「の所在地は、熊本市中央区手取本町 1 番 1 号とする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

規則第51号

令和5年6月29日

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

市税に関する文書の様式を定める規則（平成6年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下別表までにおいて「政令」という。）第2条第6項の規定による届出の様式については様式第2号を、」を削り、「同表」を「別表」に、「については」を「あつては」に、「、政令」を「、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下同表までにおいて「政令」という。）」に改める。

別表中様式第62号の項及び様式第63号の項を削り、様式第64号の項を様式第62号の項とし、様式第64号の2の項を削り、様式第64号の3の項を様式第63号の項とし、様式第66号の項を削り、様式第65号の項を様式第66号の項とし、同項の前に次のように加える。

様式第64号	特定小型原動機付自転車の課税標識及び課税外標識のひな型	条例第70条第1項及び第2項並びに第70条の2第1項及び第3項
様式第65号	小型特殊自動車の課税標識及び課税外標識のひな型	条例第70条第1項及び第2項並びに第70条の2第1項及び第3項

別表中様式第75号の項を削り、様式第75号の2の項を様式第75号の項とし、様式第78号の項を次のように改める。

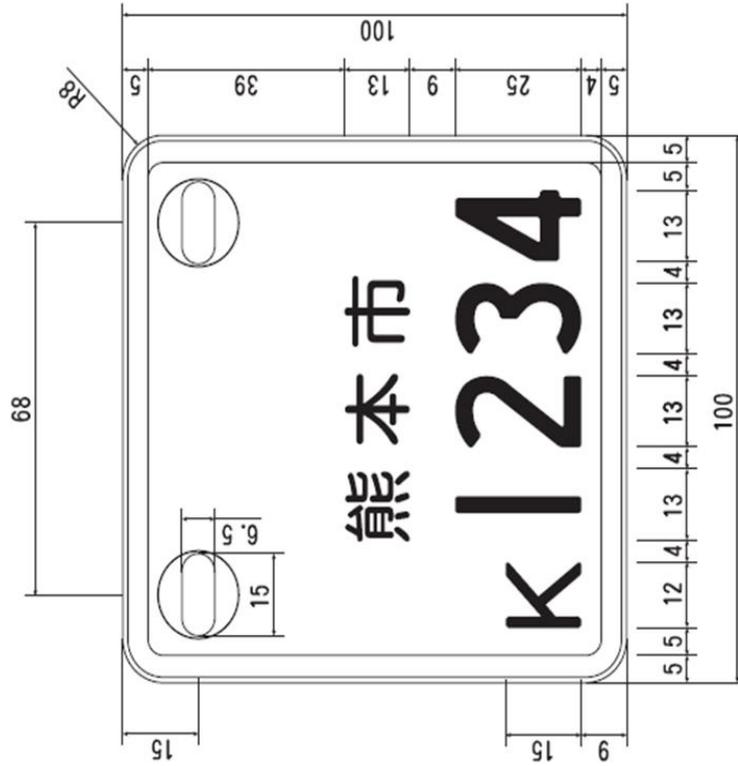
様式第78号

削除

様式第62号及び様式第63号を削り、様式第64号を様式第62号とし、様式第64号の2を削り、様式第64号の3を様式第63号とし、様式第66号から様式第74号までを様式第67号から様式第74号までとし、様式第65号を様式第66号とし、同様式の前に次の2様式を加える。

様式第64号

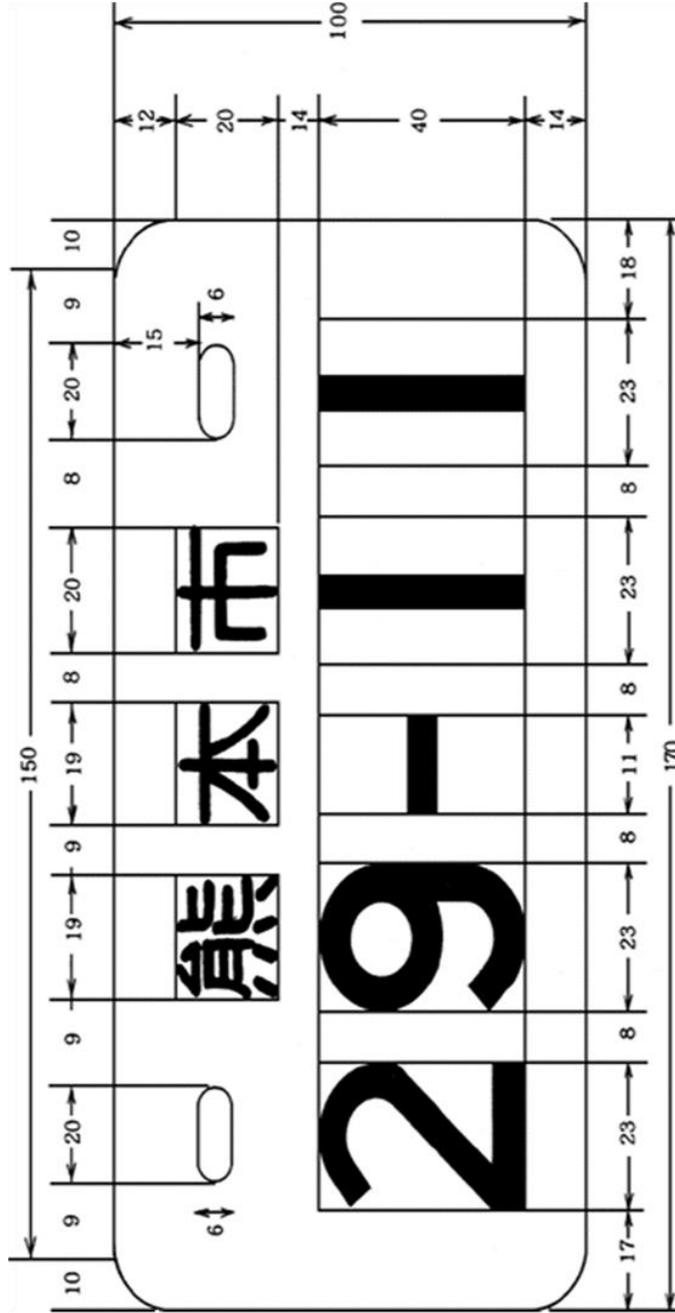
特定小型原動機付自転車の
課税標識
のひな型
課税外標識



- 〔備考〕
- 1 標識は、図示の例により、上段に「熊本市」を、下段に英文字のK及び4桁の数字を表示する。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径10ミリメートルの点で表示する。
 - 2 数字は、アラビア数字とする。
 - 3 標識はメタル製又はこれに代わるものとし、文字及び数字は浮出しとする。
 - 4 標識の地の塗色は白色とし、標識の文字、点及び数字の塗色は濃紺色とする。
 - 5 寸法の単位は、ミリメートルとする。

様式第65号

小型特殊自動車の
課税標識
のひな型
課税外標識



- 〔備考〕
- 1 標識は、図示の例により、上段に「熊本市」を、下段に4桁の数字を表示する。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径10ミリの点で表示する。
 - 2 数字は、アラビア数字とする。
 - 3 標識はメタル製又はこれに代わるものとし、文字及び数字は浮出しとする。
 - 4 標識の地の塗色は緑色とし、標識の文字、点及び数字の塗色は濃紺色とする。
 - 5 寸法の単位は、ミリメートルとする。

様式第75号を削り、様式第75号の2を様式第75号とし、様式第78号及び様式第79号を次のように改める。

様式第78号及び様式第79号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の様式第64号は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付（再交付を含む。）を受ける特定小型原動機付自転車の課税標識及び課税外標識について適用する。
- 3 特定小型原動機付自転車のうち施行日前に原動機付自転車（二輪）であったものに係る課税標識又は課税外標識としてこの規則の施行の際現に交付を受けているこの規則による改正前の様式第64号に基づく課税標識又は課税外標識（以下「旧標識」という。）は、この規則による改正後の様式第64号に基づく課税標識又は課税外標識（以下「新標識」という。）とみなす。この場合において、旧標識の交付を受けている者の求めがあるときは、当該旧標識と引換えに新標識を交付することができる。
- 4 この規則による改正前の様式第75号の2の入湯税特別徴収義務者証であって施行日前に特別徴収義務者に対して交付されたものは、この規則による改正後の様式第75号の入湯税特別徴収義務者証とみなす。

規 則 第 5 2 号

令和 5 年 7 月 6 日

熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市税条例施行規則（昭和 4 3 年規則第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

7 条例附則第 2 5 条第 2 項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 固定資産税課税免除申請書
- (2) 法人にあっては、法人税法（昭和 4 0 年法律第 3 4 号）第 2 条第 3 1 号に規定する確定申告書（同条第 3 0 号に規定する中間申告書で同法第 7 2 条第 1 項各号に掲げる事項を記載したものを含む。）に添付すべきこととされている減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し
- (3) 課税免除を受けようとする家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地の平面図
- (4) 前号の構築物に係る減価償却に関する明細を明らかにする書類
- (5) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 1 9 年法律第 4 0 号）第 1 3 条第 1 項の規定による申請に係る申請書の写し、同条第 4 項の規定による熊本県知事の承認に係る通知書の写し及び条例附則第 2 5 条第 1 項の承認地域経済牽引事業計画の写し並びに同法第 2 5 条に規定する主務大臣の確認に係る確認書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

8 前項第 1 号に掲げる書類の様式は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 53 号

令和 5 年 7 月 7 日

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市事務分掌規則（平成 8 年規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 4 項中「コンプライアンス推進室」を「庁舎建設準備室、コンプライアンス推進室」に改める。

別表(1)政策局の表総合政策部の部政策企画課の項事務分掌の欄中第 1 3 号を削り、第 1 4 号を第 1 3 号とし、第 1 5 号を第 1 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(15) 庁舎建設準備室（室）に関する事。

別表(1)政策局の表総合政策部の部政策企画課の項事務分掌の欄中第 1 8 号を削り、第 1 9 号を第 1 8 号とし、第 2 0 号を第 1 9 号とし、同項の次に次のように加える。

庁舎建設準備室（室）	(1) 本庁舎等の建設に関する事。 (2) 本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議に関する事。
------------	--

別表(6)こども局の表こども福祉部の部こども家庭福祉課の項事務分掌の欄第 7 号中「及び運営に係る指導監督」を「、運営及び指導監督」に改める。

別表(10)都市建設局の表都市政策部の部都市安全課の項事務分掌の欄中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業その他平成 28 年熊本地震により被災した宅地に係る公共事業施行後の施設の保全に関する事。

別表(10)都市建設局の表住宅部の部住宅政策課の項事務分掌の欄第 3 号中「介護事業指導室」を「介護事業指導課」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 7 月 1 8 日から施行する。

(熊本市物品会計規則の一部改正)

- 2 熊本市物品会計規則（昭和 4 0 年規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

局	部	課 A	課 B
---	---	-----	-----

」

を

「

局	部	課 A	課 B
政策局	総合政策部	政策企画課	庁舎建設準備室

」

に改める。

訓 令

訓 令 第 11 号

令和5年7月7日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令(平成8年訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「コンプライアンス推進室」を 「庁舎建設準備室
コンプライアンス推進室」 に改める。

附 則

この訓令は、令和5年7月18日から施行する。

消 防 局

東消防署告示第1号

令和5年7月3日

熊本市火災予防条例(昭和37年条例第11号)第42条の3第1項の規定により、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

熊本市東消防署長 高野 秀明

催しの名称	再春館製薬所TKU江津湖花火大会2023
催しの開催場所	下江津湖周辺
催しの開催期間	令和5年8月26日(土) 令和5年8月27日(日) (順延日)

その他

令和4年4月30日付け熊本市公報(第1458号)掲載の令和4年条例第8号(市立高等学校・市立総合ビジネス専門学校改革に伴う関係条例の整備に関する条例)

(原稿誤り)

頁	行	誤	正
493	7	第4項	附則第4項
"	10	生徒	熊本市立総合ビジネス専門学校(以下「学校」という。)における生徒
"	14	この条例の施行日	施行日
"	15	この条例の施行日	施行日
"	15 ～ 16	この条例による改正後の	第2条の規定による改正後の熊本市立総合ビジネス専門学校条例(以下「新条例」という。)
"	18	この条例の施行日	施行日
"	19	この条例による改正後の	新条例